

令和7年度 奄美市加点基準

【特別簡易型】土木(土木一式工事)		評価項目及び加算点	加点基準
企業 の 施 工 能 力 5点 －		過去3年間の市発注の土木工事成績の平均点 ○85点以上～70点未満 (3.5～0.1点) ※別紙「過去3年間の土木工事成績平均点 加点一覧表」を参照	令和4年4月1日から令和7年3月31日までに完成した奄美市発注の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。 ※小数点第2位以下は切り捨て
		過去3年間の奄美市の工事成績評点で65点以下の工事件数 ○1回につき (－0.5点)	令和4年4月1日から令和7年3月31日に奄美市が発注した工事において工事成績評定点が65点以下の工事がある場合は減点。
		令和7年度中の総合評価方式による工事受注量 ○0件 (0点) ○1件 (－0.5点) ○2件以上 (－1.0点)	奄美市発注の総合評価落札方式による土木一式工事で、令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に落札候補者又は落札決定となった工事の受注量。 ※同日に複数の工事の開札がある場合に落札候補者又は落札決定を受けた企業は、以降の同日工事案件は辞退扱いとなる点、及び総合評価方式により受注した工事の進捗率が70％未満は手持ち扱いとして指名を受けられない点はこれまで通り適用する。
		1級の国家資格を保有する技術者の数 ○1人につき (0.1点) ※上限は1.0点	指名通知日までに常時雇用している従業員のうち、1級の国家資格(1級建設機械施工管理技士又は1級土木施工管理技士)を保有する技術者の人数。 ※雇用後3か月を過ぎた技術者に限る。
		当該工事における建設キャリアアップシステム活用 ○建設キャリアアップシステムへの登録、かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.5点) ○建設キャリアアップシステムへの登録 (0.3点) ○活用なし (0.0点)	当該工事において、下記①～②の建設キャリアアップシステムを活用する工事 ①元請業者が建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 ②元請業者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。
配置 予 定 技 術 者 の 能 力 3.5点 －		担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.5点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.3点) ○加算なし (0点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に市が発注する土木一式工事の主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日～令和7年3月31日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が85点以上である者。 ④ 女性技術者である。
		過去3年間で配置予定技術者の工事成績評定最高点 ○85点以上 (1.0点) ○75点以上85点未満 (0.5点) ○75点未満又は実績なし (0点) ※配置予定技術者は複数候補を提出することも可能とする。 なお、複数候補を提出した場合には、候補者の中で工事成績評定最高点が一番低い技術者の点数を採用する。	令和4年4月1日から令和7年3月31日までに完成した奄美市発注の土木一式工事において、配置予定技術者の工事成績評定最高点は何か。又は、配置予定技術者が国若しくは県から表彰を受けているか(国若しくは県より表彰を受けている者は、本市成績評定85点以上の者と同様とする。) なお、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに完成した奄美市発注の土木一式工事において、技術者として配置していない場合は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに期間を拡大する。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 (1級の資格については技士補を含む)
		過去2年間のCPDS 〔1級又は2級建設機械施工技士〕若しくは〔1級又は2級土木施工管理技士〕の単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0点) ○ 推奨未満 (0.5点) ○ なし (0点)	「1級又は2級建設機械施工管理技士」若しくは「1級又は2級土木施工管理技士」の資格保有者について、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 (1級の資格については技士補を含む) ・推奨単位数: 20ユニット
		資格の有無 ○1級の国家資格を保有する技術者 (1.0点) ○2級の国家資格を保有する技術者 (0.5点) ○上記以外 (0点)	配置予定技術者が保有している土木一式工事にかかる資格の有無 なお、監理技術者の配置が必須となる工事については、監理技術者となれる資格有する者に限る。 (1級又は2級建設機械施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士の資格を指す) (1級の資格については技士補を含む)
地域 貢 献 度 2.0点 －		地域への貢献 ①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 (0.3点) ②上記ボランティアのうち特定外来種の駆除実績 (0.3点) ③過去3年間における市が管理する公共施設の伐採等の実績 (0.3点) ④消防団員の雇用 (0.3点)	下記の①～④のうち該当する場合は加点。(上限は1.0点です) ① 令和2年4月1日から令和7年3月31日において、年1回以上、延べ5回以上、公共施設へのボランティア活動等を行った実績があるか。 なお、各種団体等においてボランティア活動を行った場合には、その活動人数によって下記のとおり区分する。 5名以上の活動 (活動実績1回) 1名～4名以下の活動(活動実績0.5回) ② 上記、ボランティアのうち特定外来種の駆除を行った実績があるか。 ③ 令和2年4月1日から令和7年3月31日までに奄美市が管理している公共施設での伐採等の実績があるか。(※奄美市が直接発注をした業務は除く) ④ 消防団員に所属している役員又は常勤の従業員を現在雇用しているか。 ただし、入札公告日または指名通知発行日までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
		新規就業者及び障害者の雇用状況 ①奄美市内に居住する新規就業者の雇用がある (0.5点) ②奄美市内に居住する障がい者の雇用がある (0.5点)	① 令和2年4月1日から令和7年4月1日までに奄美市内に居住する新規就業者がいる。(※新規就業者とは本市の建設業において新規に就業するものを言う) ② 奄美市内に居住する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を指名通知日時時点で3か月以上雇用しており現在継続して雇用している。
合計		(10.5 点)	